

西窪田地区の皆様へ

佐渡市生活環境課長

危険家屋に対する緊急措置について（お知らせ）

平素より、環境行政に対して、格別のご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、窪田地内の危険家屋につきまして、倒壊等により公道に危害を及ぼす恐れがあるため、佐渡市空家等の適切な管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急措置を実施することとなりました。

近隣にお住まいの皆さまには、作業車両の往来、作業音等でご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 作業場所 窪田748-2
2. 作業期間 令和8年5月11日（月）～20日（水）
のうち、4日間程度
※ 進捗状況により、予定が変更となる場合があります。
3. 委託業者 澤根建設㈱（窪田768-4）
TEL：0259-57-3721
4. 作業内容等 裏面を参照してください。

（問い合わせ先）

佐渡市役所生活環境課環境対策係：鶴間

電話：63-3113

○作業位置図



○現況画像



○作業内容

危険箇所の除去

※市が行う緊急措置は、主に公道への被害防止を想定した最小限度の安全対策となるため、今回の措置は危険箇所のみ解体となります。予めご了承ください。